

1. 件名:ニュークリア・デベロップメント株式会社の燃料ホットラボにおけるインセルクレーンの補修に係る行政相談

2. 日時:令和3年10月28日(木)10:00~10:40

3. 場所:原子力規制庁10階南会議室※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

真田安全審査官、本多主任安全審査官、榎見主任安全審査官

ニュークリア・デベロップメント株式会社

安全管理部 次長 他4名

5. 要旨

(1)ニュークリア・デベロップメント株式会社(以下「NDC」という。)より、燃料ホットラボのセル内に設置しているインセルクレーンの補修工事に関する使用変更許可申請の要否について行政相談を受けた。NDCからは、提出資料に基づき以下の説明があった。

○補修の対象となる電動チェーンブロックは、既許可のインセルクレーンの構成部品であり、補修期間中に代替の電動チェーンブロックを設置することについて、既許可に変更はないこと、及び代替の電動チェーンブロックがインセルクレーンその他使用設備の機能に影響を及ぼすおそれがないことを確認していることから、補修等に当たり使用許可を変更する必要はないと考えるが、それでよいか。

○電動チェーンブロックの補修及び代替のチェーンブロックの設置は、ホットセル内作業であり、汚染物を取扱う作業となるため、保安規定の該当する規定に基づいて行う。

○代替のチェーンブロック設置後の社内検査は、インセルクレーン設置時に実施した施設検査と同じ項目について行う。

(2)原子力規制庁は、補修工事の内容に関する事実確認を行い、本日の説明を踏まえて検討する旨を伝えた。

6. 提出資料

・燃料ホットラボ(F棟)におけるインセルクレーンの補修について